

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

### (2) 出資金の評価基準及び評価方法

#### ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

#### イ 市場価格のないもの・・・出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 8 年～60 年

物品 3 年～15 年

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

#### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

#### ③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち村山市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

#### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び歳計外現金。

なお、現金及び歳計外現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品同様の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が130万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項はありません。

3 偶発債務

該当事項はありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地区画整理事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-%
連結実質赤字比率	-%
実質公債費比率	12.9%
将来負担比率	115.2%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額      なし
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額      518,334 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち利用が図られていない公共資産

イ 内訳

事業用資産	333,541 千円	(294,231 千円)
土地	294,231 千円	(294,231 千円)
建物	39,310 千円	(0 千円)

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっ  
ています。

上記の (294,231 千円) は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額      なし
- ③ 基金借入金 (繰替運用)      なし
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額  
に含まれることが見込まれる金額      13,228,892 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとお  
りです。

標準財政規模	7,279,715 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13,228,892 千円
将来負担額	24,652,313 千円
充当可能基金額	2,368,308 千円
特定財源見込額	2,052,643 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,202,401 千円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分 (不足分) の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分 (不足分)  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支      △33,861 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	13,857,543 千円	13,049,292 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う 差額	0 千円	0 千円
繰越金に伴う差額	481,927 千円	445,000 千円
資金収支計算書	13,375,616 千円	13,494,292 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としている  
のに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と  
資金収支計算書は一部の特別会計 (土地区画整理事業特別会計) の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入と計上していますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	847,023 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	127,217 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△23,586 千円
減価償却費	△1,150,764 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△1,202 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	50,477 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△367 千円
資産除売却益（損）	6,236 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△144,966 千円

④ 一時借入金

なし。

なお、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、2,010,000 千円です。

⑤ 重要な非資金取引

なし